



## 第47号の内容

- ▼その「誘い」大丈夫？～マルチ取引～
- ▼5月は消費者月間です！
- ▼くらしの一日講座（出前講座）をご活用ください！
- ▼県内消費生活相談窓口一覧

## その「誘い」大丈夫？～マルチ取引～

季節が変わり、外に出かける機会が増えてきました。新しい出会いや懐かしい人からの誘いもあるでしょう。楽しい出会いならいいのですが、ちょっと用心したほうがいい場合もあるようです。

昨年度、滋賀県消費生活センターでは次のような相談がありました。

**事例1** 中学の先輩に誘われファミレスにいくと、知らない男性がいて、化粧品を販売するネットワークビジネスの説明を受けた。商品を購入し会員になって、人を誘うとマージンがもらえるといわれたが、会員になるには50万円かかる。消費者金融から借金してもすぐに元が取れるといわれ契約してしまったが、商品は届かないし、先輩から早く誰か紹介するようせかされ嫌になった。解約したい。（20歳・男性・給与生活者）

**事例2** バイト先の先輩に「稼ぎ方を教えてくれるところがある。話を聞いてみないか」と誘われ喫茶店に行った。先輩ともう一人の男性から、ネットビジネススクールの説明を受けた。会員になってこのスクールを紹介し、仲間を増やしたら一人につき1万円の収入になるといわれ、ビジネススクールの入会金と月謝を払って会員になることにした。入会金は一括で全額払えないというので、学生ローンで借りるよういわれ、借金して払った。未成年なので親権者の同意書を提出する必要があったが、「自分で書いておいたらいい」といわれ、教えられたとおり両親の名前を書いた。友人に声をかけると断られてばかりで稼げるとは思えない。解約したい。（19歳・男性・大学生）

**事例3** 妻が知人を通じて100万円投資した。毎月数万円の配当があり、1年後には元金が戻るといふ。投資の内容は明確ではなく、業者は金融庁への登録がない。怪しいのでやめるよう説得するが、妻は私の言うことより知人を信じている。やめさせるにはどうしたらいいか。（契約者：60歳代・女性）



消費者庁イラスト集より

これらの事例は、友人や身近な人など、親しい関係を利用して販売組織を拡大していく「マルチ取引」といわれるものです。勧誘者から「マルチ取引」の勧誘であると告げられることはなく、別の目的で呼び出されて、いわば不意打ちにあった上、さらに長時間の勧誘を受けて、断りきれずに契約するケースが目立ちます。また、20歳以下の人たちは消費者金融からの借金で支払っている傾向があります。未成年者にも被害が及んでいる一方、生活にゆとりが出てきた年代層が、投資目的で勧誘されるケースも目立っています。

事例3のような出資関連の場合、過去には配当の支払いが滞ったり、出資法違反等で業者が逮捕されたり、倒産の結果、初めて一気に被害が表面化するケースがありました。

「マルチ取引」は特定商取引法の連鎖販売取引に該当し、勧誘する側には厳しい規制が設けられています。

身近な人からの勧誘でも、契約する意思がない場合は毅然とした態度で断りましょう。また、十分なお金がないのに、「儲かる」などの甘い言葉を信じて、安易に借金をしてしまうと、多重債務や自己破産につながる可能性があります。

トラブルを抱えたまま相談できず、状況をいっそう悪化させてしまうケースもあります。問題をそのままにしておく、解決が困難になったり、トラブルが拡大したりする恐れがありますので、滋賀県消費生活センターか最寄りの市町の窓口へご相談ください。

◆◇ 困ったときは… まずは消費生活相談窓口へ御相談ください！！ ◇◇

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日・年末年始は除く

**消費者ホットライン ☎188 (いやや!)**

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



# 5月は消費者月間です！

毎年5月は「消費者月間」です。消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発等の事業を集中的に行います。

## ●消費者月間シンポジウム●

日時・場所	テーマ	講師
5月20日(土) 14:00~16:30 ピアザ淡海3階 大会議室	○映画上映「バレンタイン〜揆 ~フェアトレードでほんとうに愛のあるチョコレートを~」 ○講演「フェアトレードを通じてめざす、エシカル(倫理的)な消費者」(仮題)	田柳 優子氏 認定NPO法人ACE 子ども支援事業「ピース・インドプロジェクト」担当

問合せ・申込先：特定非営利活動法人 消費者ネット・しが TEL077-518-0072/FAX077-518-0078

## ●消費者月間パネル展示●

日 時	場 所
5月 3日(水)～5月14日(日)	滋賀県立図書館 1階談話室
5月16日(火)～5月30日(火)	滋賀県庁 3階本館新館連絡通路

## ●消費生活センター講座●

日時	テーマ	講師
5月31日(水) 14:00～16:00	くらしの情報セミナー 通信販売のメリットとデメリット ～賢く安心して利用するために～(仮題) 会場:滋賀県消費生活センター 研修室	石川 康博氏 (社)日本通信販売協会 講師

## ☆☆平成29年度消費生活センター講座の予定☆☆

開催予定月	テーマ	講師
7月～8月	親子くらしの体験セミナー	日程およびテーマ等 については決まり次第 お知らせします
10月	消費者講座	
12月	くらしの情報セミナー(2回目)	
2月	くらしの情報セミナー(3回目)	

# くらしの一日講座(出前講座)をご活用ください!

滋賀県消費生活センターでは、消費生活相談員が地域の自治会や女性会の集まり、サロンのような場所に出向いて、様々な悪質商法の手口や被害の状況、その対処法等についてわかり易く説明する出前講座を実施しています。いろいろな集まりの中で消費生活に関する話を聞いてみたいと希望される方は、是非ご利用ください。

### 【講座の内容(例)】

- ・ いろいろな悪質商法の手口や被害と対処法
- ・ 高齢者を狙う悪質商法
- ・ インターネット、携帯のトラブルと対処法
- ・ 子どもの携帯トラブル

### 【講座の実施対象】

滋賀県内に在住またはお勤めの方で、概ね20人以上のグループとさせていただきます。

### 【お申し込み方法】

講座を希望される日の2か月前までに、申込書に必要事項をご記入の上、消費生活センターにFAX、郵送または提出してください。申込書は、県ホームページで「くらしの一日講座」を検索していただきますとダウンロードできます。

申込みを希望される際は、まずはお気軽にお問い合わせください。

無料で利用  
できます!



## 滋賀県内消費生活相談窓口一覧



消費生活相談窓口では、納得できない請求や買物、契約のトラブル、製品事故や多重債務などのご相談をお受けします。お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

相談窓口	住所	電話番号
滋賀県消費生活センター	彦根市元町4-1	0749-23-0999
滋賀県県民生活部県民活動生活課	大津市京町四丁目1-1	077-528-3415
大津市消費生活センター	大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4F	077-528-2662
草津市消費生活センター	草津市草津三丁目13-30	077-561-2353
守山市消費生活センター	守山市吉身二丁目5-22	077-582-1148
長浜市消費生活相談室	長浜市八幡東町632	0749-65-6567
近江八幡市消費生活センター	近江八幡市桜宮町236	0748-36-5566
彦根市消費生活センター	彦根市元町4-2	0749-30-6144
栗東市消費生活相談窓口	栗東市安養寺一丁目13-33	077-551-0115
甲賀市消費生活センター	甲賀市水口町水口6053	0748-65-0685
湖南市消費生活センター	湖南市中央一丁目1	0748-71-2360
野洲市消費生活センター	野洲市小篠原2100-1	077-587-6063
東近江市消費生活センター	東近江市八日市緑町10-5	0748-24-5659
高島市消費生活センター	高島市新旭町北畑565	0740-25-8106
米原市地域振興課	米原市下多良三丁目3	0749-52-8088
日野町住民課	蒲生郡日野町河原一丁目1	0748-52-2500
竜王町生活安全課	蒲生郡竜王町小口3	0748-58-3703
愛荘町総務課	愛知郡愛荘町愛知川72	0749-42-7680
豊郷町企画振興課	犬上郡豊郷町石畑375	0749-35-8112
甲良町総務課	犬上郡甲良町在土353-1	0749-38-3311
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀324	0749-48-8120

消費者ホットライン(全国共通) ☎188(いやや!泣き寝入り!!)

滋賀県消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります。

「くらしのかわら版」第47号(平成29年4月発行)

滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/mobile/shohi/> (携帯端末)

次号は、平成29年7月上旬に発行予定です。